

速度取締り指針

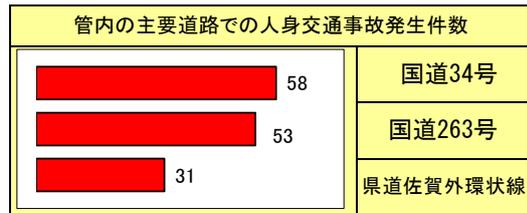
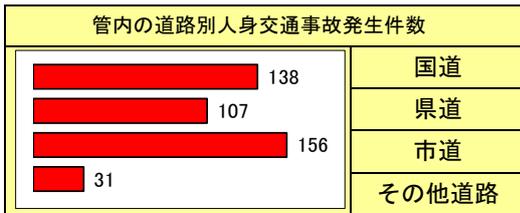
佐賀北警察署管内の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	規制速度
市道 (通学路・生活道路)	7:00 ~ 19:00	30キロ
国道323号、富士三瀬線	7:00 ~ 19:00	50キロまたは法定速度
国道34号	7:00 ~ 19:00	法定速度
県道佐賀外環状線	6:00 ~ 19:00	40キロまたは50キロ

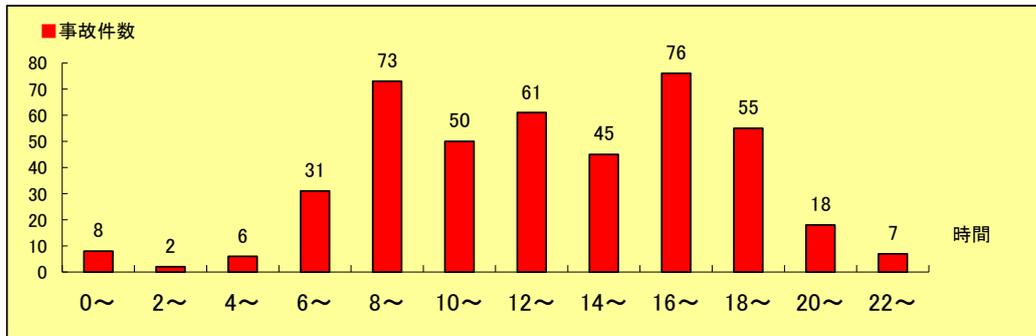
重点路線・時間帯以外であっても、交通事故防止のため、取締りを行います。

佐賀北警察署管内の交通事故実態等

1 道路・路線別の人身交通事故の発生状況(令和7年1月～令和7年12月:432件)



2 時間帯別の人身交通事故発生状況(令和7年1月～令和7年12月:432件)



- 佐賀北警察署管内では、事故全体の約3割が国道で発生しています。
- 交通事故類型で最も多いのが追突事故で、事故全体の約4割を占めています。
- 市道では、交差点における安全不確認を原因とする事故が多く発生しています。

交通事故の原因として最も多いのは「前方不注意」の130件、次いで「安全不確認」の116件、「動静不注視」の42件となっています。

その他の交通指導取締り要点

令和7年中に当署管内で交通死亡事故が1件発生しました。今後も重大事故抑止のため、速度取締り以外に、携帯電話使用等、一時不停止、信号無視、横断歩行者等妨害等、シートベルト装着義務違反等の取締りを継続します。

